

観光地等交通対策（東山地域）に係る警備等業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度観光地等交通対策（東山地域）に係る警備等業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

本業務は東山地域において、秋の観光シーズンに、交通の円滑化及び安全快適な歩行空間の創出を目的に、地元住民・商業者・京都府警等関係機関との連携の下、本市が実施する観光地等交通対策（東山地域）に係る警備等業務を委託するものである。

3 委託期間

契約の日から令和9年1月31日まで

4 交通対策の内容

（1）実施予定日

令和8年11月21日（土）、22日（日）、23日（月・祝）、28日（土）、29日（日）

（2）概要

東山五条周辺における交通規制

5 委託業務の内容

（1）以下の項目における交通誘導、雑踏警備業務等に関する計画の策定（警備員の配置場所、組織図、連絡体制等）警備図面及び警備マニュアルの作成業務

ア 東山五条における交通誘導及び雑踏警備等※¹

イ 各配置場所の警備員※²、警備用車両及び警備本部が相互に確実かつ迅速に伝達できる無線による連絡体制の構築※³

※¹ 警備員配置箇所及び人数（想定）は別紙に記載。

※² 外国人観光客が多く見込まれることから、配置する誘導員については、多言語（英語、中国語等）を話せる者が望ましい。

※³ 無線機は、警備員で使用するものに加えて、本市側で5台使用予定。

（2）以下の項目における警備員等の派遣及び警備業務の実施

ア 交通対策実施日当日の上記（1）の業務

イ その他交通対策の運営に関する業務

（3）警備員研修の実施

ア 交通対策日当日の警備業務に従事する警備員に対して、交通規制の実施要領や各自の役割を十分に理解して業務を実施することができるように事前研修を行うこと。

イ 警備員が交通規制内容を正しく理解し、交通対策日当日の現場等で適切な指示ができるように事前研修を行うこと。

(4) 警察等関係機関との連携のための連絡調整業務

実施内容については、警察等関係機関との協議内容を反映させること。

警察等の関係機関とのガードマン会議（10月下旬～11月上旬開催予定）においては、協議資料の確認を行うこと。

(5) その他、交通対策実施に係る警備等業務に関すること。

6 委託業務の進行等

(1) 業務スケジュールの調整

受託者は業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、本市へ届け出て承認を得るものとする。

(2) 進捗状況の報告

受託者は、業務進捗状況その他必要事項について、適宜、本市へ報告を行うこととする。

(3) 協議事項

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議により、その解決を図るものとする。

(4) その他

受託者は、業務終了時に次の報告書等を提出する。

- ア 本委託業務報告書 1部
- イ 各種データファイル 一式
- ウ その他、本市が指示するもの

7 その他

(1) 業務内容の変更等に伴う取扱

本業務委託は、今後の関係行政機関等との協議・調整結果により、実施内容や警備員の配置人数等に変更が生じる可能性がある。当該事象が生じた場合は、受発注者の協議に基づき柔軟かつ適正に業務を遂行すること。

(2) 秘密保持義務

本委託業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

(4) 損害賠償

本委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、すべて受託者の責任において処理すること。

（５）著作権の取扱い

円滑な事業の実施及び成果の普及を図るため、本委託業務により生じた著作権については、原則として本市に帰属させるものとする。ただし、事前に書面による本市の同意を得た場合はこの限りでない。

（６）業務中止等に伴う経費の精算

契約締結後に、天変地異等の影響により、京都市が観光地等交通対策（東山地域）を中止、または規模を縮小する可能性がある。中止の場合、京都市と受託業者の協議のうえ、中止を判断した時期までに要した費用を精算する。また、規模縮小の場合も、その内容に応じて、協議のうえ、費用を精算する。

警備員配置箇所、配置時間、配置人数（想定）

箇所	配置時間	配置人数 (1日あたり)	延べ配置人数 (5日間合計)	備考
① 高台寺南門参道交差点	9:30～19:00	1人	5人	
② 清水道交差点	9:00～19:00	4人	20人	
③ 五条坂	9:00～19:00	5人	25人	
④ 東山五条交差点（西側）	9:00～19:00	1人	5人	
⑤ その他、本市が必要と認めた箇所	—	—	—	

※ 上表の配置箇所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとする。休憩時等における交替要員が必要な箇所は別途加えること。